

# 水産資源維持増殖事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、水産資源維持増殖事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市内の内水面漁業における水産資源増殖活動の支援を行うことより、本市水産資源の維持増殖を図り、もって本市の水産業の振興を図ることを目的として交付する。

## (補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表の第1欄に掲げる事業とする。

## (補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表の第2欄に掲げる者とする。

## (補助金の算定等)

第5条 本補助金の額は、補助対象事業に係る別表の第3欄に掲げる補助対象経費(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。)を除く。)ごとに、同表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。なお、補助対象経費へ間接補助金等を充当する場合は、本補助金から間接補助金等を控除する。

## (交付申請)

第6条 規則第4条に規定する申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に定める書類は、事業計画書及び収支予算書(様式第1号)とする。

## (承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の3割を超える減額

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、事業報告書及び収支決算書(様式第2号)とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第3条、第5条関係)

1 補助対象事業	2 補助対象事業者	3 補助対象経費	4 補助率
千代川漁業 振興対策事業	千代川漁業協同 組合	(1) 稚魚、稚貝及び卵並びに放 流等に要する費用 (2) 魚道等整備費 (3) 産卵場整備費 (4) 冷水病対策費	補助対象経費の2/3以 内。 ただし、補助対象経費 は600,000円を上限 とする。
湖山池漁業 振興対策事業	湖山池漁業協同 組合	(5) 河川における魚類等の生態 系調査及び環境保全・啓発等 事業費 (6) その他農林水産部長が必要 と認める費用	

様式第1号（第6条関係）

年度〇〇〇〇事業費補助金事業計画書及び収支予算書

1 事業の目的・目標

2 事業費の内訳 （単位：円）

区分	事業概要	事業費	負担区分	
			市費	その他
合計				

（注）事業概要欄に期間、内容、数量等の詳細を記入すること。

3 収支予算

（1）収入の部 （単位：円）

区分	本年度予算額	前年度予算額	差引	備考
合計				

（2）支出の部 （単位：円）

区分	本年度予算額	前年度予算額	差引	備考
合計				

4 その他添付資料

（1）事業実施予定水域の位置図及び図面等

様式第2号（第8条関係）

年度〇〇〇〇事業費補助金事業報告書及び収支決算書

1 事業効果及び目標の達成状況

2 事業費の内訳

（単位：円）

区分	事業概要	事業費	負担区分	
			市費	その他
合計				

（注）事業概要欄に期間、内容、数量等の詳細を記入すること。

3 収支決算

（1）収入の部

（単位：円）

区分	本年度決算額	本年度予算額	差引	備考
合計				

（2）支出の部

（単位：円）

区分	本年度決算額	本年度予算額	差引	備考
合計				

4 その他添付書類

- (1) 事業実施水域の位置図及び図面等
- (2) 事業実施状況が分かる書類及び写真等